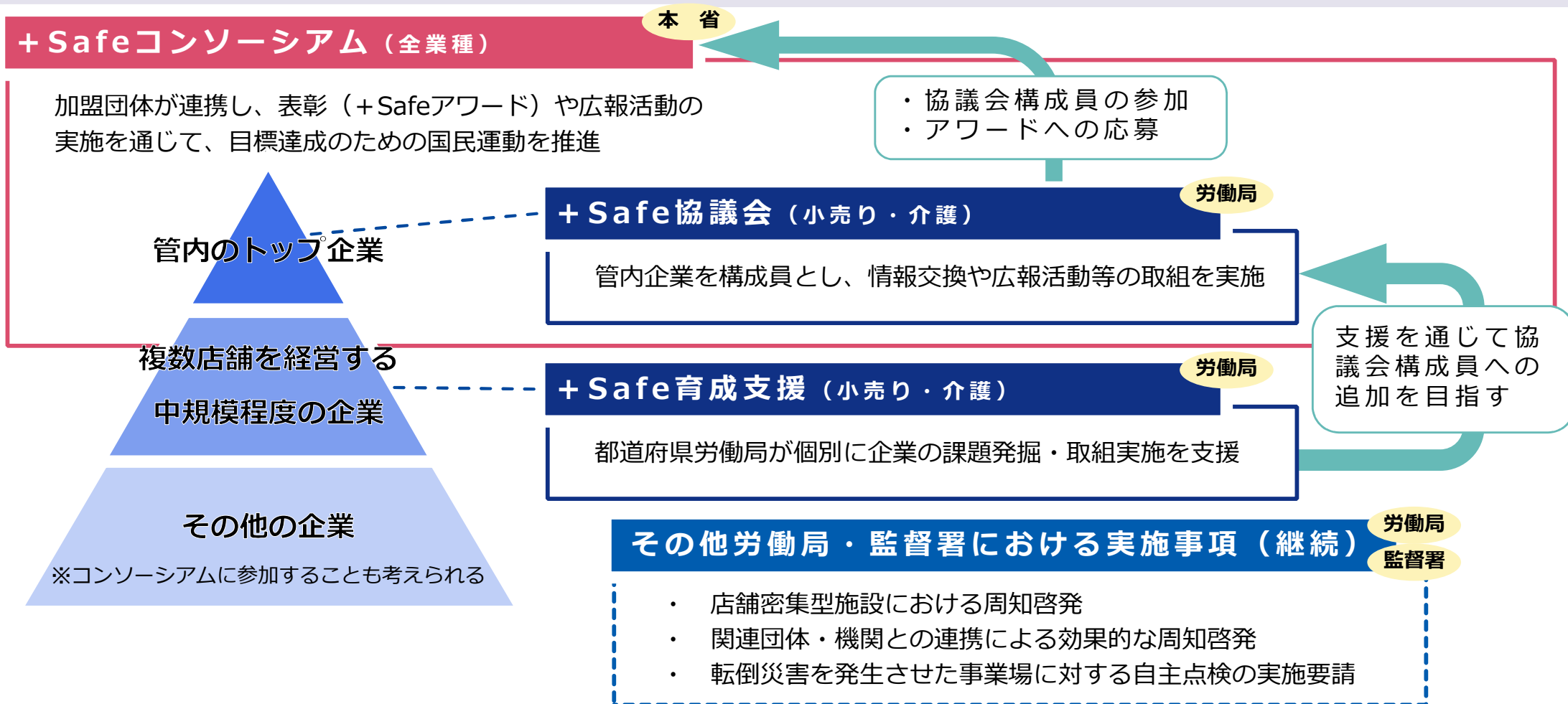


令和4年度より実施する新たな対策の全体像について + Safe協議会、+ Safe育成支援、+ Safeコンソーシアム

本社等指導等のこれまでの対策で得られた課題（本社等における管理体制を構築することができなかったこと、店舗等における取組が定着しなかったこと等）を踏まえ、第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

- 国民の安全衛生に対する**意識啓発による行動変容**の促進
- 多店舗展開企業等への**自主的な安全衛生活動の普及・定着**

を図るため、令和4年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。



+ Safe協議会、+ Safe育成支援

【実施目的】

+ Safe協議会：構成員の意識啓発・機運醸成によるリードと好事例の管内への発信

+ Safe育成支援：協議会非参加企業の意識啓発と教育・支援

+ Safe協議会

- 管内企業のうち、小売業・介護施設の**トップ企業数社+a**を構成員として、年2回程度開催
- 企業同士の情報交換（課題・好事例の共有等）やその他活動、それらの発信を通じて、**管内全域の機運醸成**を促す
- 構成員に対して**大臣局長表彰の関心を促す**とともに、**構成員が表彰基準を満たすことができるよう支援**を行う

【協議会としての実施事項の例】

※ 具体的な実施事項は、構成員との協議の中で決定

- ・ 構成員の取組に関する情報交換（好事例の発表）
- ・ 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家講演
- ・ 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- ・ 相互現場視察、パトロール等
- ・ + Safeアワードへの応募事項の検討・実施 **（必須）**
- ・ 周知啓発用資料の作成 **（必須）**

令和4年度必須実施事項

- ★協議会の設置・開催（年度内1～2回）と本省報告
- ★+ Safeアワードへの応募事項の検討・実施（再掲）
- ★周知啓発用資料の作成（再掲）
- ★協議会の取組等の広報活動

+ Safe育成支援

- 管内の小売業・介護施設の企業のうち、**+ Safe協議会構成員ではない1社以上ずつ**を対象に、年数回実施
- 企業側の問題意識を掘り起こし、ともに有効な改善策を見つけ、**自主的な安全衛生活動の導入**を目指す

【育成支援における重点実施事項】

※ 具体的な実施事項は、支援対象との相談の中で決定

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明
- ・ 本社等での労働災害情報の集約・分析・対策の検討
- ・ 作業マニュアルへの安全衛生対策に係る留意事項の追加（必要に応じて、中災防の個別支援事業を活用）
- ・ 企業本社の監査部門・AMによる店舗等指導項目に安全衛生対策の実施状況を追加

令和4年度必須実施事項

- ★支援対象の選定（最低2社）・支援と本省報告
- ※ + Safe育成支援の年間最低実施回数は定めませんが、1～2年以内に自主的な取組ができる状態にすることを目標として実施すること